

平成24年10月26日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 寺 田 真 也

平成24年(ワ)第152号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成24年9月28日

判 決

山口県光市

原 告 X /

山口県光市

原 告 X /

山口県下松市

原 告 X /

同3名訴訟代理人弁護士 田 邊 一 隆

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被 告 アイフル株式会社

同代表者代表取締役

主 文

1 被告は、原告 X / に対し、84万9518円及びうち57万9426円に対する平成24年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告は、原告 X / に対し、100万1212円及びうち69万4067円に対する平成24年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 被告は、原告 X / に対し、42万4759円及びうち28万9713円に対する平成24年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 訴訟費用は、被告の負担とする。

5 この判決は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

亡 A (以下「亡 A」という。) の相続人である原告らは、貸金業者である被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金及びその発生時から支払済みまでの民法704条前段所定の利息の合計額につき、各法定相続分の支払を求めるとともに、亡 A の長男である原告 X2 (以下「原告 X2」という。) は、亡 A の借入金残債務があるとの前提でその弁済として支払った金員につき、被告に対し、不当利得としてその返還を求めた。

1 前提事実

- (1) 被告は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）所定の登録を受けた貸金業者である（争いがない。）。
- (2) 亡 A は、被告との間で、平成2年5月30日から平成15年7月29日までの間、借入れと弁済を繰り返した（以下「本件取引」という。）が、その年月日、借入金額及び弁済額の取引履歴は、別紙計算書1記載の「年月日」、「貸付金」及び「支払金」の各欄記載のとおりである（甲1）。
- (3) 亡 A は、平成15年8月5日死亡した（甲4）。
亡 A の法定相続人は、妻である原告 X1 (以下「原告 X1」という。)、長男である原告 X2、長女である原告 X3 (以下「原告 X3」という。) であり、その法定相続分は、原告 X1 が2分の1、原告 X2 及び原告 X3 が各4分の1である（甲2ないし7）。
- (4) 亡 A の死後である平成15年8月28日、被告に対し40万4354円が支払われ（以下「本件最終支払分」という。），被告において、本件取引に基づく亡 A の借入金残債務が完済されたものとして処理されている（甲

1)。

2 争点に関する当事者の主張

(1) 悪意の受益者について

ア 原告らの主張

本件取引において、取引履歴の各弁済金のうち利息制限法所定の制限超過部分を元本に充当し、計算上元本が完済となった後に原告が支払った金額は、被告の不当利得（過払金）として亡 A に対し返還されるべきところ、被告は、本件取引において、法律上の原因のないことを知りながら過払金を取得したものであるから、民法 704 条前段の悪意の受益者であり、各過払金の発生時から各過払金に年 5 分の割合による利息を付してこれを亡 A に対し返還する義務を負う。

イ 被告の主張

(ア) 被告は、民法 704 条前段の悪意の受益者に該当しない。

すなわち、被告は、貸金業法 17 条 1 項所定の書面を作成し個々の貸付の際に交付し、同法 18 条 1 項所定の書面を作成し弁済受領の都度交付しており、制限超過部分を含む利息の支払を怠った場合の期限の利益喪失特約に基づく支払は任意性が否定されないと考えていたから、同法 43 条 1 項の要件を満たしていると認識しており、みなし弁済が成立すると認識していたことにつきやむを得ないといえる特段の事情があったのであるから、被告が悪意の受益者であると推定されることはない。

(イ) 被告は、不当利得の発生につき善意であるから、その利得の返還範囲は、民法 703 条により、現存利益にとどまる。

(ウ) 仮に、被告が悪意の受益者と評価されるとしても、利息を付すべき時期は、訴状送達の日の翌日とするべきである。

(エ) 仮に、被告が悪意の受益者と評価されるとしても、過払金に対する悪

意の法定利息を、その後の新貸付に係る貸金返還債務に相殺充当するような計算は許されず、過払金元本のみが新貸付への充当原資となり、利息は充当後も残存する計算によるべきである。

(2) 本件最終支払分について

ア 原告X2の主張

本件最終支払分は、亡Aの死後である平成15年8月28日、原告X2において、亡Aの借入金残債務の弁済として支払ったものであるところ、別紙計算書1記載のとおり、上記支払当時、既に亡Aの被告に対する借入金債務は存在していなかったのであるから、本件最終支払分は被告の不当利得となり、被告は、原告X2に対し、別紙計算書2記載のとおり、悪意の利息を付してこれを返還する義務を負う。

イ 被告の主張

本件最終支払分は、原告X2が支払ったものではなく、消費者信用団体生命保険の保険金によるものであるから、これを除外して引き直し計算をするべきである。

第3 争点に対する判断

1 悪意の受益者について

(1) 貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定される（最高裁判所平成19年7月13日第二小法廷判決民集61巻5号1980頁参照）。

(2) 被告は、貸金業法17条及び18条所定の書面を交付していたと抽象

的に主張するにとどまっており、亡 A との間の本件取引において、被告が、貸金業法 43 条 1 項の適用要件を充足していると認識していたこと、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があったことについて、その主張を根拠づける具体的な立証があるとはいえない。

以上より、その余の被告の主張を検討するまでもなく、被告は、悪意の受益者に該当するものと認められ、したがって、利得の返還範囲が現存利益にとどまるとの被告の主張も検討の必要がない。

(3) 次に、被告は、悪意の利息を付すべき時期を訴状送達の日の翌日とするべきである旨主張するが、独自の主張であり採用できない。

さらに、被告は、新貸付への充当原資は過払金元本のみとするべきであって、悪意の利息は充当後も残存する計算によるべきである旨主張する。しかし、貸主が悪意の受益者であるときは過払金には当然に民法 704 条前段所定の利息が付されるのであるから、過払金をその後に発生する借入金債務に充当する旨の合意の中には、過払金に対する利息も当該借入金債務に充当する旨の合意が含まれるものと解するのが相当であり、過払金だけを当該借入金債務に充当してその時までの利息は別途返還するとの複雑な処理を合意していると解釈するのは困難であるというべきである。よって、上記の点についての被告の主張も採用できない。

2 被告が亡 A に返還すべき過払金及び利息の額について

(1) 前記 1 をふまえ、前記前提事実に基づき、別紙計算書 1 記載の取引履歴をもとに、各弁済金のうち利息制限法所定の制限超過部分を元本に充当して計算すると、別紙計算書 1 記載のとおり、亡 A による最終弁済日である平成 15 年 7 月 29 日の時点において、過払金 115 万 8852 円が発生するとともに、各過払金の発生時点における過払金相当額に対する民法 704 条前段所定の利息の合計額として、平成 24 年 2 月 2

9日現在で54万0184円及び115万8852円に対する同年3月1日から支払済みまで年5分の割合による利息が発生していることが認められる。

(2) したがって、被告は、亡Aの相続人である原告らに対し、以下の支払義務を負うものと認められる。

ア 妻である原告X1に対し、過払金57万9426円並びに利息27万0092円及び57万9426円に対する平成24年3月1日から支払済みまで年5分の割合による利息

イ 長男である原告X2に対し、過払金28万9713円並びに利息13万5046円及び28万9713円に対する平成24年3月1日から支払済みまで年5分の割合による利息

ウ 長女である原告X3に対し、過払金28万9713円並びに利息13万5046円及び28万9713円に対する平成24年3月1日から支払済みまで年5分の割合による利息

3 本件最終支払分について

(1) 被告は、本件最終支払分が消費者信用団体生命保険の保険金により支払われた旨を主張するが、何らその立証をしない。

そもそも、保険金で支払われたとの被告の主張を前提とすると、亡Aの死亡から20日程度で保険金が支払われたことになるところ、他社の借入金残債務の清算において、保険金による支払には死亡から1か月半ないし2か月半以上の期間を要していること（甲9、10）からすれば、被告の主張は採用し難い。

以上に加え、証拠（甲8）によれば、本件最終支払分については原告X2が支払ったものと認められる。

(2) 前記2で認定したとおり、本件最終支払分が支払われた平成15年8月28日現在、本件取引において既に100万円以上の過払金が発生し

ており、亡 A の被告に対する借入金残債務が存在していなかったのであるから、本件最終支払分は被告の不当利得であり、原告×2に返還すべきものであると認められる。

そして、本件最終支払分については、被告において、亡 A の借入金残債務を清算するための支払として受領しているのであるから、前記 1 の(1)ないし(3)での認定判断と同様、被告は悪意の受益者であると認められ、利息を付してこれを返還する義務を負う。

よって、被告は、原告×2に対し、別紙計算書 2 記載のとおり、過払金 40万4354円並びにこれに対する民法 704条前段所定の利息 17万2099円及び 40万4354円に対する平成 24 年 3 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による利息の支払義務を負うものと認められる。

4 以上によれば、原告らの請求は、いずれも理由があるから認容することとし、主文のとおり判決する。なお、被告は、仮執行免脱宣言を求めるが、相当でないからこれを付さないこととする。

山口地方裁判所周南支部

裁判官 久 末 裕 子

これは正本である。

平成24年10月29日

山口地方裁判所周南支部

裁判所書記官 寺田 真也

